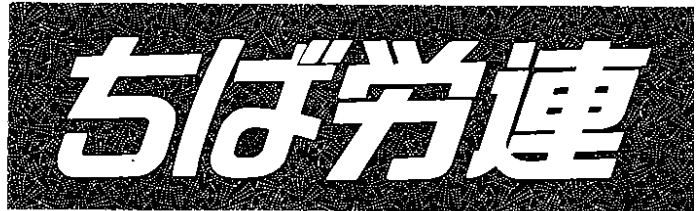


第 27 回定期大会

日時：9 月 6 日(日) 9 時半～
場所：千葉県教育会館 501 号



ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 285 号 URL 版 2015 年 8 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

戦争法案ストップ夏の陣 草の根の運動で安倍政権を追い詰めよう

日本を「海外で戦争する国」につくり変える戦争法案をめぐる国会審議が、8 月後半にヤマ場を迎えます。戦争法案をなんとしても阻止しようと、全国各地で様々な行動が実施され、大規模行動も次々と計画されています。

国会周辺では

7 月 24 日、東京の日比谷野外音楽堂や国会議事堂周辺で首都圏反原発連合・全労連・SEALDs (シールズ) などをつくる安倍政権 NO! 実行委員会が主催の「安倍政権 NO! 7・24 首相官邸包囲」が展開されました。7 万人もの参加者で埋め尽くされ、「アベはやめろ」「民主主義を取り戻せ」の声が響き渡りました。

8 月 30 日は、「総がかり行動実行委員会」が「戦争法案廃案! 安倍政権退陣! 国会 10 万人・全国 100 万人大行動」を呼びかけています。同行動実行委員会は声明を発表して、「安倍政権をさらに追いつめ、戦争法案を廃案にするたたかいを」と訴えています。全国の行動計画が具体化が進む中、千葉でも各地で宣伝やデモ行進が行われています。



多くの署名が寄せられる定例宣伝

県内の取り組み

憲法を守りいかす千葉県共同センターが毎週火曜日に千葉駅で行っている定例宣伝行動には、毎回老若男女問わず多くの人が署名に協力してくれます。

署名に協力してくれた人からは、「学校で先生に教えてもらった。絶対戦場になんか行きたくない」「安倍政権のやり方には怒りを覚える。絶対に廃案にしなければいけない」「戦争だけはしてはいけない」という声が寄せられています。

通行人の女性が飛び入りで訴える

先日行われた宣伝では通りかかった女性が「私にもしゃべらせてほしい」と言ってきました。そしてマイクを握り「私は子を持つ親です。自分の子どもを絶対に戦場には行かせたくありません。もっとこ

のことに国民全体が関心を持つ必要があると思います」と震えた声で訴えました。

房総半島大宣伝に多くの参加者を

千葉県憲法会議と憲法を守りいかす千葉県共同センターは、全労連の呼びかけに応え、9月2日と9月9日に房総半島大宣伝行動(左上図参照)を予定しています。戦争法案を廃案にさせるためにも、「房総半島から安倍政権の暴走を止めよう!」を合言葉に、多くの人に参加を呼びかけています。

近くの駅に結集し、大きな世論作りで戦争法案を廃案に!

9月2日(水)

以下の駅で宣伝を行います

- ◇茂原駅 12:00~12:30
- ◇成田駅 12:00~13:00
- ◇おおたかの森駅 12:00~13:00
- ◇勝田台駅 15:00~15:30
- ◇柏駅 15:00~16:00

★明るい会県庁前行動と連携
・県庁前宣伝行動 16:00~17:00

★夕方大宣伝行動

- ◇千葉駅大宣伝 18:00~19:00
- ◇津田沼駅大宣伝 18:00~19:00
- ◇松戸駅大宣伝 18:00~19:00

**房
総
半
島
大
宣
伝
行
動
に
ご
参
加
を
!**

9月9日(水)

以下の駅で宣伝を行います

- ◇船橋駅 12:00~13:00
- ◇木更津駅 12:00~12:30
- ◇津田沼駅 15:00~16:00
- ◇五井駅 15:00~15:30

★夕方大宣伝行動

- ◇海浜幕張駅大宣伝
18:00~19:00
- ◇千葉駅大宣伝
18:00~19:00

千葉地区労が稲毛駅で宣伝行動

千葉地区労は、7 月 27 日金曜日に「戦争法案反対」の JR 稲毛駅前での宣伝行動を 15 名の参加で行いました。

数藤議長を先頭に 3 名の弁士が、「自身の戦争体験からも戦争法案の成立は許してはいけない」「ドイツの治安維持活動では多くの犠牲者が出た」「『60 日ルール』は、今回の一般法案では自然承認はない。何としても参議院で廃案に」と市民に訴えました。日が沈んでも厳しい暑さに見舞われた日でしたが、宣伝隊のビラを手に取り、足を止め聞き入るなど多くの関心を引き付けました。



各地域で取り組まれる宣伝

最賃を 1000 円に

戦争法案と貧困化は一体

戦争法案・労働法制改悪阻止と全国一律最賃 1000 円以上を求めて、7 月 24 日、東京・霞ヶ関を中心に中央行動が行なわれました。

強い日差しの猛暑の中、日比谷野外音楽堂で「夏季闘争勝利 7・24 中央総決起集会」が開かれ、全国から 1800 人が参加。主催者あいさつで国民春闘共闘の小田川義和代表幹事が「最賃・公務員賃金上げを勝ち取るために最後まで奮闘しよう」と呼びかけました。集会後は、厚生労働省・人事院前要求行動、突然の雷雨のなかでの国会請願デモ、戦争法案・派遣法「改正」法案反対の国会議員要請を行ないました。

8 月 5 日、千葉地方最低賃金審議会から 2015 年度の千葉県最低賃金を 19 円引き上げて 817 円とする答申が出されました。引上げ答申を出したことは評価しつつも、この最低賃金では 1 ヶ月まともに生活することはできません。貧困により、やむにやまねず戦争に参加せざるを得ない労働者を出さないためにも、労働法制改悪阻止・最低賃金は時給 1000 円以上の運動を強める必要があります。

波濤

子どもから「玉音」とは何かと聞かれた。乏しい知識から 70 年前の日本では、天皇の声を国民が直接聞くことは考えられないことだったと説明した。どうしてそうだったのかは、これから学んでほしい。憲法 9 条は、大事だと思っているようなので、今の憲法をきちんと理解することからさかのぼってみることも必要かもしれない▼発表前から「反省」や「おわび」がクローズアップされた節目の年の首相談話は、言葉として入ってはいるが、本人にその気はさらさらないという感じの内容だった▼戦後 70 年の運動が作り出してきた私たちの平和と民主主義を希求するエネルギーでこのゆがんだ認識と戦争法案をはね返していきたい。



平和を語る資格はないよ

え・西山 進

【2面】

「平和と戦争」を伝承

年金者組合「平和のつどい」

年金者組合千葉市支部協議会は7月20日、千葉県教育会館で「第14回平和のつどい」を開催しました。

このつどいは14年前に千葉市支部から発展的に協議会に移行する際に開かれ、多くの高齢者組合員が在籍する組合として「平和と戦争について伝承できる取り組みをしよう」という想いで毎年開催してきました。

今年は千葉合唱団によるコーラス「懐かしのうた・平和のうた」で始まり、戦争体験組合員のリレートークが行われ、その後劇映画「はだしのゲン」を上映しました。アンケートではコーラス、上映とも好評でしたが、特に戦争体験組合員のリレートークが大好評でした。「あの持ち時間で7人は多すぎる。一人一人のお話をもっと聞きたかった」「子どもを連れてきてよかった。生のお話だったから」「私にもできることだと自信になった」などが、感想として寄せられました。

つどいには320人(高校生以下は30人)が参加し、戦後70年の節目の開催に華を添えました。「戦場へ誰も送らない」「安倍政権退陣」を確認し、「来年も元気にお会いしましょう」を合言葉に終了しました。



戦争体験者によるリレートーク

勝利へ重要な一里塚

千葉県争議団の夏の闘い

熱暑のさ中、「一日も早く、より高い勝利」をめざし、全力でたたかっている千葉県争議団の仲間たちが、6～7月にかけて、重要な訴訟であいつぐ勝利を勝ち取っています。

JAL 165名解雇事件

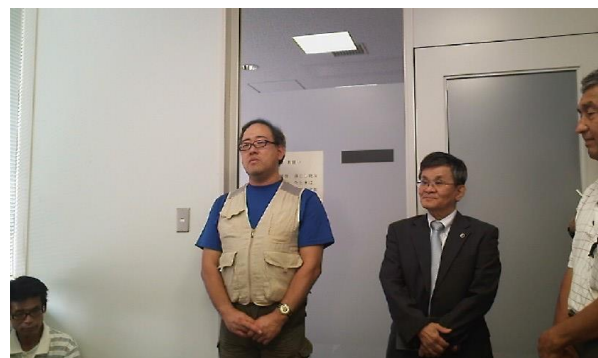
2月に最高裁が原告の請求を棄却する不当判決を出しましたが、6月には不当解雇を演出実行した「企業再生支援機構(事実上の国機関)の管財人によるストライキ介入が不当労働行為である」という東京高裁の勝利判決が出されました。都労委、東京地裁につづく勝利です。

また、ILOが日本政府に対して、2度にわたって交渉による解決を促進するよう勧告を発しましたが、第3次勧告がまもなく出される見通しです。

郵政ユニオン千葉支部・吉村さん解雇事件

6月30日に千葉地裁で完全勝利の判決が出されました。雇止めを無効として吉村さんの職員としての地位を認め、判決確定までの賃金支払い、過去分の賃金支払いも執行付きで認める内容でした。

全労連・全国一般昭和ゴム労組の企業再建闘争



支援者に勝利報告する吉村さん

続いて7月には、悪徳ファンドAPFによる企業資産強奪と不当労働行為事件について、論文を執筆した野中明治大学教授に対して、APF関係者が多額の損害賠償を請求した事件で、最高裁決定が出され、1審、2審につづき、野中教授の全面勝利が確定しました。

労働相談1ヶ月～誓約書をめぐるトラブル～

「誓約書」への署名・押印を求められたが、署名をしてもいいのかという相談がきていますので問題点とともに紹介します。

事例1は、不動産関係の会社を辞めた女性に、辞めた会社から、在職中に担当していた物件でクレームが来ている。もし損害が出たら支払うという「誓約書」に署名をして返送するようという内容です。署名しない場合は、クレームを言っている客に、お前の住所と携帯番号を教えるというオマケもついています。

事例2は、ダブルワークをしている男性の相談です。A職場とB職場で働いているが、A職場で上司と人間関係が悪くなり、利用者への対応をめぐり対立したため退職することになった。退職にあたり、利用者と接触しない、接触したら損害賠償を払うなどの「誓約書」に署名することを求められたというものです。

事例1は、すでに退職していることもあり、退職後に「誓約書」を求められる理由はないこと、在職中に提供した個人情報を本人の了解なく第三者に開示することは認められないこと。事例2では、「利用者との接触」の意味を検討しました。

紹介事例は、簡単に要約していますが、「会社の秘密を守ること」「損害賠償の支払いに同意すること」などを求める点が共通しています。

企業には、保護されなければならない「企業秘密」があります。保護される企業秘密は「誓約書」の有無にかかわらず、法で守られています。最近の傾向は、事業主が安易な発想で「誓約書」を求めている様子が伺えます。恣意的な文言が多く並べられており、単なる脅しのための文言が多いように思えます。

【中林】